

## 岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度等の創設について

岩手県では、県産木材の利用促進に向けた新たな取組として、岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度及びいわて木づかいサポーター登録制度を創設しますので、お知らせします。

### 1 岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度

#### (1) 目的

県産木材を積極的に利用することを宣言し、その取組を進める事業者を広く募集して、登録することにより、県産木材の利用を一層促進するもの。

#### (2) 概要

区分	内容
対象	県内に事業所を置く事業者（法人、団体等） ※県外に本社がある企業等含む
要件	店舗、事業所等で積極的・計画的に県産木材を利用していくことを宣言すること。 例) 店舗の木質化、木製キッズスペースの設置、木製玩具、木製イス・テーブルの導入 等
申請手続き	登録を受けようとする事業者は、県林業振興課に「申請書」「木づかい宣言書」「木づかい活動計画書」を提出
県によるPR等	・県は、事業者に対し登録書を交付 ・県ホームページ等により、事業者の県産木材利用の取組をPR
宣言事業者の役割等	・県産木材の積極的な利用 ・県民の目に触れるよう、県産木材の利用をPR ・活動計画書に掲げる県産木材利用の取組結果を県に報告

### 2 いわて木づかいサポーター登録制度

#### (1) 目的

「木づかい宣言」事業者をはじめ、県内の民間事業者の県産木材の利用をサポートするため、県産木材の利用を積極的に提案する工務店等を「いわて木づかいサポーター」として登録するもの。

#### (2) 概要

区分	内容
対象	県内に本社を置く工務店・建築業者、木製品の製造業者 等
要件	県産木材を使った店舗、事業所等の木造・木質化、木製家具・木製玩具等の木製品製作等の実績があること 等
申請手続き	登録を受けようとする工務店、木製品製造業者等は、県林業振興課に申請書を提出
県によるPR等	・県は、工務店等に対し登録書を交付 ・県ホームページへの掲載等を通じて、「木づかい宣言」事業者等に情報提供
木づかいサポーターの役割	事業者への県産木材の利用の積極的な提案、事業者からの相談への対応

### 3 募集（「木づかい宣言」事業者、いわて木づかいサポーター）

令和3年7月1日（木）から

【担当】 林業振興課 総括課長 工藤、特命課長 千葉（電話 019-629-5772）

【参考】

